

生駒市規則第6号

生駒市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市印鑑条例施行規則（平成2年10月生駒市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（意思能力を有しない者）

第2条 条例第2条第2項第2号に規定する意思能力を有しない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 成年被後見人のうち、条例第4条に規定する印鑑の登録の申請の時に法定代理人が同行し、かつ、自ら申請する者以外のもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、意思能力を有しないと市長が認める者

第4条に次の1項を加える。

- 3 成年被後見人が条例第4条に規定する印鑑の登録の申請をする時に同行した法定代理人は、登記事項証明書その他のその資格を証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。